

令和 6 年度

教育行政執行方針

留寿都村教育委員会

はじめに	4
基本方針	5
I. 子育て支援について	6
○ るすつ子どもセンターぽっけの運営		
○ 村立学校修学旅行貸切バス費用負担金交付		
○ ふるさと応援基金子育て支援学校給食費助成金		
○ 放課後等学習支援事業「まなびサポート」		
○ 大手学習塾との提携による「オンライン授業」の提供		
○ ふるさと応援基金子育て支援奨学金給付		
○ 令和6年度の学校給食の額の据置き		
II. 学校教育について	12
○ 確かな学力の定着		
○ 北海道留寿都高等学校の教育		
○ 豊かな心の育成		
○ 健やかな体の育成		
○ 食育の充実とふるさと教育の推進		
○ 地域とともにある学校づくりの推進		

○ 教育環境の充実

Ⅲ. 義務教育学校移行に向けての施設整備について
..... 21

Ⅳ. 生涯学習について
..... 23

○ 家庭教育支援の充実

○ 青少年教育の推進

○ 成人・高齢者教育の推進

○ 文化芸術の振興及び公民館活動の推進

○ 読書活動の推進

○ スポーツ活動の振興

むすび
..... 28

はじめに

令和6年第1回留寿都村議会定例会の開会に当たり、留寿都村教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育基本法（平成18年法律第120号）第1条で掲げる教育の目標は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すとなっており、教育の根幹は「人づくり」であり、未来の留寿都を担う人を育てることは変わることのない本村教育の大きな使命であります。

同時に、社会の変化に対応し、絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、グローバル化は我々の社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあり、こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も新たな事態に直面しているものと思われまます。

将来の変化を予測することが困難な時代を前に、現在と未来に向けて、自らの人生をどのように^{ひら}拓いていくことが求められているのか、また、自らの生涯を生き抜く力を培っていくことが問われる中、新しい時代を生きる子ども達に何を準備しなければならないのか、地域の発展を支える

人材を育成する教育の役割が一層重要なこととなります。

教育委員会といたしましては、関係機関はもとより、こども園・学校・家庭・地域と、より一層連携を図り、保育・教育環境の充実と向上に努め、特に、10年先の子ども達の姿も思いながら、教育行政の執行に全力で取り組んでまいります。

基本方針

子どもセンターの運営では、村長から教育長に事務委任される初年度を迎えるものでありますが、事務委任されることの目的・意義を踏まえ、利用者の立場に立って、子育て支援の充実に努めてまいります。なお、この事務委任に合わせまして、教育委員会事務局は、これまでの学務課1課体制にこども育成課を加える機構改革を行います。

学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことができるよう教育活動の充実に努めてまいります。

また、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、様々な課題の解決に当たり、社会全体で子どもたちを支える環境づくりに努め、子どもたちの確かな成長をもたらす教育を推進してまいります。

生涯学習では、「第5期留寿都村社会教育中期計画」に

基づき、点検・評価を行いながら、各世代の多様なニーズに応じた学習機会の提供や学習成果等が広く活かされる環境づくりに努めてまいります。

また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の取り組みによる、学校教育と社会教育の連携を通じた人材育成の充実を図ってまいります。

I. 子育て支援について

学校教育、生涯学習について、申し上げるよりも前に、教育委員会が担う「子育て支援」について、先に申し上げます。

定住人口を維持するとともに、子育てをする上での留寿都村の有利性を発信していくことで、移住者を呼び込みたいという考えは、佐藤村長が掲げる村政運営の基本的な考え方にありますが、教育委員会が担う「子育て支援」は、これに沿うものであります。

○ るすつ子どもセンターぽっけの運営

るすつこども園については、懸案であった保育所から認定こども園への移行を令和6年度から実施するもので、留寿都村立るすつ保育所を留寿都村立保育所型認定こども園るすつこども園として始動させるものです。

令和6年度からの運営にあっては、るすつ保育所時代の課題であった、これまで1日保育となっていなかった土曜日の保育について、これを解消し、1日保育といたします。また、年少、年中、年長児の給食については、主食も提供することとして、ご飯を用意してもらっていた保護者の負担を軽減するとともに、猛暑期間の食中毒の心配も解消いたします。なお、主食の提供や給食費算定方法の改めによって、給食費の額が増額となってしまいますが、保護者の負担が大きくなるように、当分の間、所要の措置を講じてまいります。更には、これまで用意できていなかった保護者との連絡用ツールとして、株式会社テクノミックスが提供する保育園安心メールを導入するとともに、認定こども園への移行を踏まえまして、年少、年中、年長児には、週1回の英語教室を導入し、教育の給付も開始いたします。

なお、全国的に幼保小の接続の重要性が高まる中で本村はここが教育長に事務委任されたわけでありますので、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿などを関係者で共有できるようこども園と小学校の接続を強く意識した取り組みを推進してまいります。

放課後児童クラブ事業については、小学校の夏季休業期間及び冬季休業期間中の事業実施に際しては、主食も含め

た完全給食を昼食として提供することとし、その際、学校給食と同様に、給食費の額の半額を助成いたします。

子育て支援センターについては、児童福祉担当課である村住民福祉課と母子保健担当課である村保健医療課との連携でこども家庭センターの機能を担うことに主体的に関わるほか、このことで、これまでの保育士による対応に加えて、保健師も加わることで、相談業務の充実を図ってまいります。

なお、以上までの事業所、事業の外に一時保育サービス事業も実施し、小型児童館の用にも供している子どもセンターぽっけの施設そのものについてですが、熱中症警戒アラートが連続して発表される異常な暑さだった令和5年の夏を省みて、利用する子ども達の健康と命を守る対策が必須と判断し、涼房設備を設置する工事を令和6年の夏に間に合うよう着手済みであります。

具体的には、現在、冬期間の地中熱ヒートポンプ利用に対する熱交換として、夏期間に地中熱を利用した涼房設備・フリークーリングを職員室と調理室で利用しておりますが、これをこども園年少、年中、年長児の3教室と児童クラブ室2室に増設する改修を行います。

○ 村立学校修学旅行貸切バス費用負担金交付

小規模学校の修学旅行に係る保護者納付金の平準化と負担を抑えるために中学生及び留寿都高校生の修学旅行に際し、令和2年度から実施しております村立学校修学旅行貸切バス費用負担金の交付については、貸切バスの費用負担が一人当たり5千円を超えないよう、引き続き、実施してまいります。

○ ふるさと応援基金子育て支援学校給食費助成金

ふるさと応援基金子育て支援学校給食費助成金につきましては、経済的理由によって、負担が厳しい世帯の学校給食費については、就学援助費をもって全額扶助できていることから、残る世帯に対する学校給食費の助成については、引き続き、半額相当分の助成をすることで、継続してまいります。

○ 放課後等学習支援事業「まなびサポート」

令和3年度から実施しております放課後等学習支援事業「まなびサポート」につきましては、中学生に加えて、小学校5・6年生も対象として、必要とする子どもたちが自分のペースで上手く活用してくれております。なお、中学生にあっては、公民館2階の学習室だけでなく、それぞ

れの自宅からも、オンラインで、学習支援員の指導が受けられる体制を確立しております。

また、「まなびサポート」利用登録者を対象に実施している北海道学力コンクールの受験費用の補助につきましても、令和4年度、令和5年度に引き続き、令和6年度も実施してまいります。

○ 大手学習塾との提携による「オンライン授業」の提供

中学生を対象に令和4年度から実施しております大手学習塾とのタイアップによるオンデマンド配信の「オンライン授業」の提供につきましては、令和5年度からは小学校5・6年生も対象に加えているところですが、地域格差に負けない教育の推進に係る施策であり、各家庭における子どもたちの家庭学習環境にある「地域格差」である「村内に学習塾がない」という問題について、大手学習塾とタイアップすることで、そのハンディの解消を図ったものであります。

これに関しまして、当該事業者におかれましては、単に「オンライン授業」を提供するのが目的ではなく、子ども達の学力向上こそが目的との熱意の元、長期休業に向けた学習の説明会、学力テスト総合A、B及びCの各回対策ゼミ、頑張った生徒に対する表彰及び公立高校学区外受験者

への進路指導などを独自に実施され、正に、大手学習塾ならではのサービスをご提供いただき、想定以上の効果を得ることができております。

令和6年度におきましても、引き続き、この「オンライン授業」を提供することとし、「まなびサポート」ともあわせまして、更なる学習習慣の定着や学習水準の向上を図ってまいります。

○ ふるさと応援基金子育て支援奨学金給付

平成30年度から実施しております大学生等を対象とした返済の必要のない給付型奨学金の給付につきましては、幾多の制度改正を経て、令和4年度より、所得に関係なく月額8千円の給付型奨学金を給付することとし、高校生等に対しましても、所得に関係なく月額5千円の給付型奨学金を給付しているところですが、令和6年度におきましても、引き続き、これを実施してまいります。

○ 令和6年度の学校給食の額の据置き

物価高による食材費の値上がりを受け、令和6年度の学校給食費の額も高騰しております。これに関して教育委員会としては、就学援助制度の対象となっている世帯においては、給食費の額の全額が扶助されている外、これ以外の

世帯についても、留寿都村ふるさと応援基金子育て支援学校給食費助成事業によって半額が助成されていることから、食材費の値上がりのことも踏まえていただき、ご理解いただける範囲内の値上がりに納まっているものと考えていたところですが、併せて、昨今の国内の経済状況は、物価高により厳しい状況にある生活者への支援、特に、小中学生の保護者の負担を軽減するための支援を必要としていることも考えていたところでした。

こう考えていた折に国の令和5年度補正予算（第1号）に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が計上されたことから、これを財源に、令和6年度限りの臨時的措置となってしまいますが、令和6年度の学校給食費の額を令和5年度のままに据え置く措置を講じております。

Ⅱ. 学校教育について

続きまして、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、子ども一人一人が、これからの社会を生き抜く力を身に付けていくため、各学校が、よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創るという目標を社会と共有し、必要な資質・能力を社会との連携により育成する「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を

進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図っていくことが求められております。

そのため、学習指導要領の趣旨を踏まえた調和のとれた教育課程を編成・実施するとともに、地域学校協働活動の推進等により、地域の特性を活かしながら子ども一人一人に確かな力を育む教育活動の推進に努めてまいります。

○ 確かな学力の定着

確かな学力の定着につきましては、学習指導要領に定める「何ができるようになるか」を意識した上で、「何を学ぶか」を明確化し、各教科等の内容を児童生徒が身に付けることができるように取り組めます。

具体的には、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図るとともに、「全国学力・学習状況調査」などを通して、児童生徒の学習の状況や学力の定着状況を把握・分析し、教科指導等の充実改善を図ってまいります。

特に、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるため、引き続き、教員業務支援員を活用した個に応じた指導並びに村内外の人材や施設等を活用した体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努めながら、子どもが自ら

主体的に学習する態度や望ましい学習習慣を身に付けていくための取組みを進めてまいります。

I C Tを活用した教育につきましては、I C Tを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現をめざすとともに、情報教育については、プログラミング教育や情報モラル教育などを通じて、児童生徒がI C T機器を適切・安全に使用できる情報活用能力の育成に取り組むとともに、引き続き、教員のI C T活用能力の向上に努めてまいります。

また、引き続き、学習プリント配信サービスの問題データベース及び同タブレットドリルを効果的に活用して学びの充実を図るとともに、問題データベースタブレットドリルは、一人一台の学習者用端末を持ち帰っての家庭学習でも利用できる教材でありますので、これらの家庭学習での活用などを通して、確かな学力のより一層の定着に努めてまいります。

○ 北海道留寿都高等学校の教育

留寿都高等学校の教育につきましては、地域農業並びに社会福祉の振興に寄与する豊かな心と実践力を兼ね備えた、社会に有意な人材の育成を目指すものであります。

具体的には、農業・福祉における高い専門性を身に付け

ることができる教育機関として、専門的な教育の充実に努め、農業・福祉の教育を通して、課題を自ら発見し、主体的に課題解決を目指す生徒の育成、地域社会に開かれた学校づくりを基本に、国際化に対応できる農業後継者及び農業理解者の育成並びに介護福祉士養成校として地域福祉に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

特に、確かな学力の向上につきましては、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」となる学習指導の充実と基礎学力及び専門学習の定着と適切な課題による学習習慣の定着を図るとともに、北翔大学等との高大連携協定を軸に、農業系大学及び短期大学等とも連携して、大学からの講師の派遣や大学施設を利用した学習機会の拡大に努め、生徒の主体的、協働的な学びを更に進めるなど、農業・福祉教育の充実に努めてまいります。

課題であった老朽化で故障が絶えなかった農場実習用トラクターの更新については、有利な財源を手配することができることから令和6年度当初予算計上の予定だったものが、令和5年度予算で補正された上で繰越措置が講じられて、実質、令和6年度に更新されることとなりました。

また、令和5年度における生徒並びに学校自らの検討の結果として、留寿都高等学校の存在をしっかりと地域の皆さまをはじめ、広く知っていただく取組みとして、現行の

授業、実習の範囲内だと数に限りはありますが、令和6年度は、ふるさと納税の返礼品に留寿都高等学校の実習農場での生産物を提供することといたします。初めての取組みとして、できる範囲で無理せずにとということになりますが、その達成感を生徒自身が享受できることとなるよう期待しているものであります。

更に、村立高校をしっかりと守って行くことは、地域の皆さまから課せられた教育委員会の使命と考えております。そのためには、介護福祉士養成校という留寿都高等学校の特徴を維持することが不可欠でありますので、令和5年度は、村職員として福祉科教諭を採用するための事務を実施していたところですが、これが叶いませんでした。元より、困難な事務であることは最初から承知の上での令和5年度の結果でしたが、留寿都高等学校における福祉科教諭の確保が非常に不安定な状況にあることは変わっておりませんので、非常に困難な事務であることは変わりませんが、令和6年度も引き続き、この事務に取り組んでまいります。

○ 豊かな心の育成

豊かな心の育成につきましては、情操や規範意識、他者への思いやりの心など、子どもたちに社会性や豊かな心を

育むため、引き続き、道徳教育の充実を図るとともに、読書、特別活動などあらゆる教育活動を通して、自立心や自律性、思いやりの心を培い、豊かな人間性や社会性を育む「豊かな心の育成」に取り組んでまいります。

また、いじめの対応につきましては、児童生徒の小さなサインを見逃すことなく、未然防止と早期発見、早期対応への取組みを推進するとともに、いじめを生まない校内体制の充実に努めてまいります。

なお、学校においては、安心・安全な人間関係づくりを重視し、児童生徒が困ったときに相談できる体制を用意しているのは当然のことですが、単に、これで良しとするのではなく、「困ったときに困ったと言える力の育成」が不可欠と考えますので、この取組みも進めてまいります。

○ 健やかな体の育成

健やかな体の育成につきましては、望ましい生活習慣を養い、体力・運動能力の向上を推進するとともに、心身の調和がとれた児童生徒の育成に努めることが重要であります。そのためには、体育、保健体育の時間はもとより、関連の教科、特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動など、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう、子どもたちや地域の実態に応じた全体計画のもとに、計画

的・継続的に指導を進めてまいります。

また、感染症の予防につきましては、学校の教育活動全体を通して、子どもたちに「保健体育」として定着させるよう引き続き取り組んでまいります。

○ 食育の充実とふるさと教育の推進

食育につきましては、留寿都小学校に配置されている栄養教諭を中心として、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導と学校給食に留寿都産、近郊産、北海道産、国内産と順位をつけて地元産食材を積極的に取り入れることにより、地域の産業や文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。

また、ふるさと・留寿都への誇りと愛着の醸成のために、地域資源を活用した学習の充実を図るとともに、地域の産業を理解し、望ましい勤労観や職業観を図ることが重要です。

このため、豊かな地域資源の活用や地域学校協働活動によるボランティアのご協力もいただきながら職業体験やふるさと教育の充実に取り組むとともに、引き続き、ルストふるさと給食まつりを開催し、食育と「ふるさと教育」

を推進してまいります。

○ 地域とともにある学校づくりの推進

子どもたちが自ら考え、判断し、次代を担うたくましい人材を育成するためには、社会の変化に対応した教育環境の整備と学校・家庭・地域が一体となり、地域とともにある学校づくりを進めることが重要であります。

そのため、学校に対する理解が深まるよう、グランドデザイン（学校経営方針）の公表や学校だよりによる教育活動の情報発信など、開かれた学校づくりの取組みを推進するとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や地域学校協働活動推進事業との連携を図りながら、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

また、学校が、保護者や地域住民の期待に応え、子どもたちの力を最大限に伸ばしていくためには、管理職がリーダーシップを発揮して学校運営に当たるとともに、教職員がそれぞれの力を発揮できる環境づくりが重要であります。

そのため、これまで培ってきた学校における働き方改革を維持、推進して、教員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。更に、近年は、家庭の事情等により、村外から

通勤する教員が多くなっていることも踏まえ、教員に子育て支援策等の村の施策や農業、観光等の村の産業を紹介するとともに、村の景観を実際に見てもらうことで、教員に地域を知ってもらうよう取り組んでまいります。

○ 教育環境の充実

熱中症警戒アラートが連続して発表される異常な暑さだった令和5年の夏を省みて、児童・生徒の健康と命を守る取組みとして、村立学校の保健室と特に暑さが問題となっている教室、公民館図書室と学習室には、備え付け型の冷房設備を設置する教育施設冷房設備設置工事を令和6年5月末完成に向けて着手済みであります。なお、この事業で対応できない教室等が残ってしまいますが、そこにつきましては、令和5年度に全額国庫支出金を財源に整備した移動式・簡易型の冷房器具を用いることで補うことといたします。

また、夏冬各25日、総日数50日の中で夏冬調整可となっていた夏季・冬季休業日は、道立学校においては、6日増やした総日数56日以内の中で学校長が定めることと改正されておりますが、本村学校管理規則においても、同様の改正を行っております。しかし、令和6年度、高校は、夏季休業を6日増やして31日とし、夏季・冬季休業日の総日

数を56日としますが、小中学校においては、夏季休業を5日増やして30日とするもののその分、冬季休業を減らして20日とし、夏季・冬季休業日の総日数を50日のままとする予定であります。

令和5年度の音声自動応答転送電話サービスの導入により、保護者から学校へ欠席、遅刻の電話連絡をする時間帯が限られておりましたが、令和4年度に中学校に導入した校務支援システムC4th（シーフォース）を令和6年度は小学校にも導入することで、小中共有のアプリで、保護者からの欠席、遅刻の連絡が時間帯に関係なくできるようにするとともに、学校においても、その情報をシステムで記録し、また、管理職を介さずとも担任教員が瞬時に情報共有できるようにします。

この外、教育環境の充実につきましては、教育活動を円滑かつ効果的に推進するため、教育機器や教材備品などの計画的な整備に努めてまいります。

Ⅲ. 義務教育学校移行に向けての施設整備について

続きまして、義務教育学校移行に向けての施設整備についてということで、非常に大きな意味を持つ方針となりますので、学校教育についてとは別に、申し上げさせていただきます。

令和4年度教育行政執行方針では、「義務教育学校導入も選択肢に加えた小中一貫教育を見据えた小中連携の推進について」ということで、令和5年度教育行政執行方針では、「義務教育学校移行の検討について」ということで、義務教育学校への移行に関する教育委員会の考えをお示ししてきたところですが、令和5年度において策定した「留寿都村義務教育学校基本構想・基本計画」によって、義務教育学校への移行に関する課題も含めて、この問題の全体像がはっきりと見えてきました。

児童生徒数の減少は、学校運営にも支障をきたしますので、令和12年度に小学校で複式学級が誕生してしまうことや令和18年度に全校生徒24人の中学校になってしまうことなどの問題に対応するための学校としての規模を確保しなければならないという視点と教育の質の向上を図る上での小中一貫教育の推進が本村学校運営に必要不可欠なものであるという視点から、小中各1校から成る本村の義務教育学校移行は、非常に有意義な施策であると判断いたしました。

一方、武道館の代替施設や災害時の避難所の機能向上という面での老朽化した小学校の体育館の建替えも含みますが、20億円を超える建設事業費は、本村の財政規模からして大変大きな課題であることの外、老朽化した他の公共

施設の建替え問題と上手く折り合うことができるのかという課題もありました。

しかし、この財政面での課題については、義務教育諸学校等施設や診療施設の整備に係る村債の償還期間が従前までの12年だったものが、25年又は30年と期間延長されたことによる平準化・負担軽減により、十分対応できるものであることを確認することができました。

元より、義務教育学校整備は、策定済みの「学校施設長寿命化計画」があった中で、佐藤村長の希望と期待、それを受けた教育委員会との協議を経て、当該計画の方向性を転換して検討してきたものなので、佐藤村長の最終的な判断もいただいて、教育委員会といたしましては、令和10年度の義務教育学校開校を目途に、施設整備に着手することとし、令和6年度は、その基本設計等を策定するため、留寿都村義務教育学校増築・改修工事基本設計及び地質調査等業務委託費が当初予算計上されております。

IV. 生涯学習について

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習は、自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習であっ

て、学校や社会の中での意図的・組織的な学習活動のみならず、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動を通じた学びも含むものであります。

本村におきましても、第5期留寿都村社会教育中期計画を踏まえ、各世代の多様なニーズに応じた学習機会の提供や学習成果等が広く活かされる環境づくりに努めてまいります。

○ 家庭教育支援の充実

家庭教育支援の充実につきましては、教育の出発点である家庭での教育力を充実させ、子どもの成長の段階に配慮し、子どもが望ましい基本的な生活習慣を身につけられるよう、子育て支援センター、こども園、学校、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）などの関係機関と連携しながら、保護者が安心して子育てに取り組める家庭教育の支援をしてまいります。

また、家庭教育支援のスタートとなるブックスタート事業を引き続き実施するとともに、役場保健師及び子育て支援センター支援員と連携して、乳幼児期における子育て教育の充実にも努めてまいります。

○ 青少年教育の推進

青少年の健全な心身と豊かな人間性の育成のため、学校・家庭・地域社会が連携しながら、創造性や協調性などを育む良好な環境づくりが大切です。

そのため、地域社会資源などを活用し、多様な自然・社会・文化・スポーツ体験等の活動を行う「なんでもチャレンジクラブ事業」、地域と学校が協働し地域全体で子どもの成長を支える「地域学校協働活動推進事業」及び他地域での活動を通じて心豊かな子どもを育てるとともに仲間づくりやリーダーとしての役割を学ぶ「生涯学習ふれあいの旅研修事業」等を引き続き実施してまいります。

また、社会教育事業へのボランティア参加や地域コミュニティを基盤として活動している青年団体協議会の主体的な活動に対する支援を継続してまいります。

なお、学校教育の項において、ふるさと教育の推進を掲げたところではありますが、令和4年度、令和5年度と、なんでもチャレンジクラブ事業の中で実施した「むらびと写真展」は、ふるさと・留寿都への誇りと愛着の醸成のために社会教育で取り組んだふるさと教育でもあります。

地域の皆さまには、大変、ご好評いただき、展示会場には多くの方々にご来場いただいた外、事業に参加してくれた子ども達の生き生きとした表情や写真に収められた地

域の皆さまの笑顔からも、恒例の地域の行事としてこのまま定着させたいと考えますので、令和6年度も引き続き実施してまいります。開催時期を冬季に移行することで過去2年と違う季節感を演出したいと考えております。

○ 成人・高齢者教育の推進

生涯学習社会の実現には、地域住民が多様な学習で得た成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいをもって明るく豊かな生活を送ることが重要です。

このことを踏まえまして、成人・高齢者教育の推進につきましては、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供に努め、その成果と豊かな経験を活かせる環境づくりと地域交流に努めてまいります。

また、女性団体連絡協議会が実施されている「ほっとなサロン ういず・ゆー」は、参加される方々には欠くことのできない楽しみとして定着されている外、実施されている外の事業の全てが地域の皆さんの楽しみとなっている正に、明るく豊かな家庭・地域を築くための活動となっているものであります。

活動されている女性団体連絡協議会には、深く感謝申し上げます。ところで、教育委員会としても必要なサポートをさせていただきながら、女性団体連絡協議会の主体的な

活動に対する支援を継続してまいります。

○ 文化芸術の振興及び公民館活動の推進

生きがいや心の豊かさをもたらす芸術・文化活動の推進につきましては、芸術・文化に親しむ機会を提供するとともに、関係団体による活動の奨励と支援に努めてまいります。

公民館につきましては、生涯学習の拠点施設として、各種サークル活動、各種団体等による芸術・文化活動の発表の場として、適正な管理運営に努めてまいります。

○ 読書活動の推進

第3次留寿都村子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に付けてもらうため、ボランティア団体の協力をいただきながら、子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の実施により、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。

また、公民館図書室につきましては、令和4年度に構築した図書予約システムを効率よく運用する中で、図書室の充実を図り、新刊図書などの情報提供を教育委員会の機関紙や村ホームページへ迅速に掲載し、村内各施設へ図書を

貸し出す移動図書を実施するなど、読書活動の普及促進に努めてまいります。

○ スポーツ活動の振興

スポーツ活動の振興につきましては、地域住民それぞれが自ら親しみ、生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図るため、引き続き、運動教室や各種スポーツ教室を開催し、スポーツ活動の振興と健康増進を含めた活発なスポーツ活動を支援してまいります。

また、スポーツ推進委員や各スポーツ団体等と連携を図りながら、スポーツ少年団などの各種スポーツ団体活動を奨励するとともに、国際的リゾート、ルスツリゾートスキー場が立地するという本村の恵まれた環境を活かし、ウィンタースポーツを奨励するために、引き続き、スポーツ活動奨励事業によるスキーリフトシーズン券購入費の助成を行ってまいります。

むすび

以上、令和6年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

留寿都村教育委員会といたしましては、こども園・学校・家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、未来を担う

子どもたちの健やかな成長と、地域住民の皆さまが喜びを感じ心豊かな人生を歩んでいくことができるよう、本村教育の充実・発展に取り組んでまいります。

地域住民の皆さまの積極的な参画と、村議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。